

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 消費者訴訟費用の貸付手続の一部改正

（県例規集登載）

○ 指定納付受託者の指定

〃

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

○ 漁船保険付保義務の消滅

○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可

○ パーキング・チケット発給手数料の収納事務の委託

事務の委託

事務の委託

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

の完了

〃

【教育委員会】

○ 岡山県文化財保護条例に基づく文化財の

指定

くらし安全安心課

デジタル推進課

税務課

指導監査室

水産課

都市計画課

交通規制課

経営支援課

〃

建築指導課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

教育委員会

教育委員会

目次

担当課（室）

令和4年3月11日 岡山県公報 第12377号

◎岡山県告示第四百号

消費者訴訟費用の貸付手続（昭和五十一年岡山県告示第八百六十四号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

本則に次の一条を加える。

（電子情報処理組織を使用して行う手続の特例）

第十一条 訴訟費用交付請求書、訴訟費用借用証書、訴訟費用返還猶予申請書（これに添付する書類を含む。）、訴訟費用返還免除申請書（これに添付する書類を含む。）及び第九条の規定により提出する届出書（以下「請求書等」という。）については、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と請求等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提出することができる。

2 前項の規定により提出された請求書等は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岡山県規則第十八号）の規定を準用する。

附 則

この告示は、令和四年三月二十五日から施行する。

令和4年3月11日 岡山県公報 第12377号

◎岡山県告示第百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和四年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 指定納付受託者の名称及び住所
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町四番二十号グランフロント大阪タワーA
- 二 指定の日
令和四年三月四日
- 三 指定納付受託者が取り扱う歳入の種類
岡山県電子申請サービスにおいてクレジットカードを利用して納付する手数料及び使用料
- 四 指定納付受託者による納付の事務を開始する日
令和四年四月一日

令和4年3月11日 岡山県公報 第12377号

◎岡山県告示第百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

なお、平成二十七年三月十日岡山県告示第百七号（指定代理納付者の指定）は、令和四年三月三十一日をもって廃止する。

令和四年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 指定納付受託者の名称及び住所
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町四番二十号グランフロント大阪タワーA
- 二 指定の日
令和四年三月四日
- 三 指定納付受託者が取り扱う歳入の種類
自動車税種別割
- 四 指定納付受託者による納付の事務を開始する日
令和四年四月一日

令和4年3月11日 岡山県公報 第12377号

◎岡山県告示第百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

吉井ホームヘルプステーション

2 所在地

赤磐市周匝一三六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会

2 主たる事務所の所在地

赤磐市河本七七八一

三 廃止年月日

令和四年三月三十一日

四 事業所番号

三三一―三〇〇〇五一

五 サービスの種類

居宅介護

令和4年3月11日 岡山県公報 第12377号

◎岡山県告示第百八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成三十年岡山県告示第百十六号（岡山加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和四年三月八日限り、消滅した。

令和四年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 岡山加入区

令和4年3月11日 岡山県公報 第12377号

◎岡山県告示第百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、備前都市計画下水道事業備前市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

備前市	施行者の 名称
備前都市計画下水道 事業 備前市公共下水道	事業の種類及び名称
昭和五十一年二月二十 日から 令和九年三月三十一日 まで	事業施行期間
収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	事業 地

令和4年3月11日 岡山県公報 第12377号

◎岡山県告示第百十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

令和四年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
パーキング・チケット発給手数料に係る収納の事務
- 二 委託した収入の種類
パーキング・チケット発給手数料
- 三 委託を受けた者の住所及び名称
東京都新宿区西新宿二丁目一番一号
株式会社セノン
- 四 委託を受けた事務を行う場所
岡山市北区内山下及び京橋町に設置しているパーキング・チケット発給設備
- 五 委託の期間
令和四年三月一日から令和六年二月二十九日まで

令和4年3月11日 岡山県公報 第12377号

〔九八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグコスモス落合店

所在地 真庭市開田字東沢三二八番二ほか

(2) 名称 ドラッグコスモス邑久店

所在地 瀬戸内市邑久町尾張字宮西一二二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 名称 (仮称) ドラッグコスモス落合店

(変更後) 名称 ドラッグコスモス落合店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 代表者の氏名 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

4 変更年月日

令和三年八月二十四日ほか

二 届出年月日

令和四年三月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年三月十一日から同年七月十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年3月11日 岡山県公報 第12377号

〔九九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグコスモス落合店

所在地 真庭市開田字東沢三二八番二ほか

(2) 名称 ドラッグコスモス邑久店

所在地 瀬戸内市邑久町尾張字宮西一二二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

3 変更事項

(1) 駐輪場の位置（ドラッグコスモス落合店のみ）

届出書図面のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前十時

（変更後）午前九時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十時三十分まで

（変更後）午前八時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

令和四年四月一日

二 届出年月日

令和四年三月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年三月十一日から同年七月十一日まで

2 縦覧の場所

(1) 名称 ドラッグコスモス落合店

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業観光部産業政策課

名称 ドラッグコスモス邑久店

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課

令和4年3月11日 岡山県公報 第12377号

〔二〇〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字上仲田四五四―一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

高梁市落合町阿部二二九二―二東平貸家

谷本 秀彦

谷本真由美

三 許可年月日及び許可番号

令和四年一月二十日岡山県指令建指第三八一号

令和4年3月11日 岡山県公報 第12377号

〔二〇一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年三月十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾壱ノ割七〇五―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区宮浦二八一四

中本 真二

都窪郡早島町早島四二二七―一四一

中本 成美

三 許可年月日及び許可番号

令和三年九月二十二日岡山県指令建指第二三〇号

◎岡山県教育委員会告示第一号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第四条第一項の規定により、次のとおり岡山県指定重要文化財の指定をする。

令和四年三月十一日

岡山県教育委員会

- 一 指定番号 有第三八四号
- 二 種別 重要文化財 工芸品
- 三 名称及び員数 朱漆塗本小札啄木系威胴丸具足 一領
- 四 所在地 津山市山下九二 津山郷土博物館
- 五 所有者 個人
- 六 寸法 胴高三九・三センチメートル 兜鉢高二〇・五センチメートル
大袖高三九・〇センチメートル
- 七 製作年代 江戸時代前期（一七世紀）
- 八 指定理由
本甲冑は、津山藩主松平家に伝来したもので、日本甲冑の諸形式では安土桃山時代に出現する当世具足に分類される。当世具足は、兜・面具・胴・袖・籠手・佩楯・臑当で構成される。
兜は、ヤクの毛を赤く染めた赤熊で表面を覆った変わり兜で、このような意匠の兜を「唐の頭」とも言う。胴の本体は、朱漆塗の小札を絹の啄木組（白・萌黄・焦茶）の組紐で威している。胸板などには、金蒔絵で越前松平家の家紋である葵紋と巴紋を交互に配し、各所の飾金具にも葵紋があらわれており、徳川家との強い関係を示している。また、胴の草摺と大袖、佩楯は、いずれも金小札に紫・白・紅の色々威とした華やかな仕立てである。
各部の特徴から、本甲冑の製作時期は江戸時代前期（一七世紀）と考えられる。その時期の松平家の当主は、徳川家康の次男・結城秀康とその嫡男・松平忠直の二代にわたる。松平家の記録によれば、関が原の戦い（一六〇〇年）の直前、結城秀康は父・徳川家康から甲冑を拝領しており、その記述と本甲冑の特徴がよく一致する。
ただし、胴の金具廻など細部の形状から、製作時期は関が原の戦い以降と考えられる。近世大名家においては、歴史的な勲功をあげた先祖が使用していた甲冑を、後世の藩主らが模して作らせる事例が見られる。よって、本甲冑は、秀康が拝領したものを意識しつつ、全体の意匠に示されている通り、徳川一門に準じる高い家格を象徴する武具として作られた可能性が高いと考えられる。
なお、本甲冑が収められている鎧櫃の中には、采配一点が入っている。采配には、白いヤクの毛が使われており、本甲冑と揃って用いることを想定した可能性もある。また、江戸時代後期（一九世紀）の本甲冑の状況を記録した古文書二点も入れられており、江戸時代を通じて越前松平家の系譜を引く津山藩松平家の什宝として大切にされてきたことがわかる。
本甲冑は、江戸時代前期まで遡ることのできる大名家伝来の甲冑として極めて貴重であり、美術工芸品として優れているだけでなく、歴史的資料としても価値が高い。

一 指定番号 有第三八五号

二 種別 重要文化財 考古資料

三 名称及び員数 恩原一遺跡・恩原二遺跡出土石器 一、〇四九点
（指定文化財の目録を岡山県教育委員会に備え置いて縦覧に供する。）

四 所在地 岡山市北区津島中一―一―一 岡山大学

- 五 所有者 国立大学法人 岡山大学
- 六 製作年代 旧石器時代
- 七 指定理由

苫田郡鏡野町上齋原に所在する恩原一遺跡・恩原二遺跡は、岡山大学考古学研究室を中心とした恩原遺跡群発掘調査団により発掘調査が実施され、平成二十二年にはその一部を含め「恩原遺跡群」として県指定史跡に指定されている。本資料は、恩原一遺跡・恩原二遺跡で確認された旧石器時代に属する四つの文化層から出土した石器群の一部である。

恩原一遺跡・恩原二遺跡の発掘調査で明らかにされた四つの文化層は、古いものから順に、R文化層（約三三、〇〇〇年から二八、〇〇〇年前）、O文化層（約二七、〇〇〇年前）、S文化層（約二五、〇〇〇年から二〇、〇〇〇年前）、M文化層（約一八、〇〇〇年から一六、〇〇〇年前）と名付けられ、それぞれに特徴的な石器類が出土している。R・O・S文化層はナイフ形石器によって特徴づけられ、他に石刃、スクレイパー、台形石器、石器製作の素材である石核などで構成される。そのうちS文化層には、後期旧石器時代後半期において主に瀬戸内沿岸地域で盛行した「瀬戸内技法」による石器群が含まれており、同地域との関係が想定される。また、旧石器時代末期に位置づけられるM文化層は、細石刃によって特徴づけられ、その製作工程を示す細石核や削片なども含む。特に注目されるのは、東北日本を中心に分布する「湧別技法」による細石刃石器群である。さらに新潟県荒屋遺跡出土資料と類似する「荒屋型彫器」なども伴っており、同時期における東日本とのつながりが確認できる。

これらの石器に使用された石材は、自然科学的分析による産地同定調査が行われたものもあり、中国山地にも多く産出する水晶のほか、香川県などに産する安山岩（サヌカイト）、島根県松江市産の玉髓・瑪瑙、島根県隠岐産の黒曜石、東北・北陸地方に産出する珪質頁岩などが認められ、石材においても他地域との関係がうかがえる。

以上の石器類は、旧石器時代の生活様式のみならず、遠隔地との文化的交流あるいは直接的な人間の長距離移動を復元できる資料としても重要であり、特にM文化層の細石刃石器群は、東北日本で栄えた「湧別技法」が遠く中国地方まで南進していた事実を初めて明らかにした点で特筆に値する。調査によって確認された複数の文化層から出土した本資料は、岡山県内はもとより西日本における旧石器時代研究を大きく前進させた点で、学術上の価値が高い。